明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（**環境**一五）　一
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**一六）　二

〔規　則〕
○人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則（**人事院**一〇―四―二〇）　四

〔告　示〕
○政見放送及び経歴放送実施規程の一部を改正する件（**総務**二六五）　四
○除籍が滅失した件（**法務**二一四）　五
○返納を命じた旅券を無効とする件（**外務**一九七）　五
○保安林の指定をする件（**農林水産**一八九三～一九〇五）　五
○保安林の指定を解除する件（**同**一九〇六、一九〇七）　六
○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**一〇四～一〇六）　七
○海上における射撃訓練等を実施する件（**同**一〇七～一〇九）　七
○登録住宅性能評価機関の代表者の氏名等を変更した件（**北陸地方整備局**六五、六六）　七
○道路に関する件（**北海道開発局**七一、七二）　七

〔国会事項〕
官庁事項　八

〔人事異動〕
平成八年人事院公示第十七号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示一二）　八
内閣　公正取引委員会　八

〔官庁報告〕
国家試験　九
平成二十五年航空工場検査員国家試験（経済産業省）　九

〔公　告〕
諸事項　九

官庁
公示送達、財団、司法書士懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分、金融商品取引業者営業保証金取戻し、個別労働関係紛争解決手続実施団体の住所の変更、マンション管理業者の業務停止処分、一級建築士の免許の取消し関係　九

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二

地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三〇

会社その他

省令

○環境省令第十五号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項及び第二十七条の規定に基づき、排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月十日　環境大臣　石原　伸晃

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成十三年環境省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「十二年間」を「十五年間」に改める。

附則別表を次のように改める。

附則別表

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物（単位　ほう素の量に関して、一リツトルにつきミリグラム）	電気めつき業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	四〇
	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	五〇
	うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	
	貴金属製造・再生業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	
	下水道業（旅館業（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二条第一項に規定する温泉をいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十二条の二第一項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものであつて、一定の条件に該当するものに限る。）	
	金属鉱業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	一〇〇
	粘土瓦製造業（うわ薬瓦を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	一二〇